|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 身体的拘束等廃止・虐待防止への取り組み状況調査票 | 事業所名 |  | 記入者 |  |  | 別添２ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ○身体拘束禁止の対象となる具体的行為  ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る  ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る  ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む  ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る  ⑤点滴･経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしら  ないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける  ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型  拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける  ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する  ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる  ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る  ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる  ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する | ○身体拘束がもたらす多くの弊害  ◆身体的弊害  ・関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害  ・食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害  ・転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性  ◆精神的弊害  ・不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発  ・家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔  ・看護・介護スタッフが誇りを失い、士気が低下する  ◆社会的弊害  ・看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くこと。また、介護保険施設等に対する社会的  な不信、偏見を引き起こすおそれがあること。  ・身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さら  なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす。 | ■左記の制限する行為が身体拘束に  当たることを認識しているか  知っている  　 知らない  ■左記について、研修等の何かしら  　の取り組みを行っているか  行っている  　 行っていない |

|  |  |
| --- | --- |
| ○事業者（施設）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 | ※以下は令和６年３月３１日まで努力義務 |
| ①　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を  図ること。  虐待防止検討委員会での検討事項  　　イ　虐待防止委員会その他事業所（施設）内の組織に関すること  　　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  　　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  　　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  　　ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | ■左記委員会の直近４回の開催状況について  ①（　　　年　　月　　日）　　②（　　　年　　月　　日）  ③（　　　年　　月　　日）　　④（　　　年　　月　　日）  ■左記委員会の結果について、従業者に周知徹底しているか  している　　　　　  していない |
| ②　虐待の防止のための指針を整備すること。  「虐待の防止のための指針」に盛り込む項目  イ　事業所（施設）における虐待の防止に関する基本的考え方  ロ　虐待防止検討委員会その他事業所（施設）内の組織に関する事項  ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項  ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  チ　利用者（入所者）等に対する当該指針の閲覧に関する事項  リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | ■左記指針について、整備しているか  　 している　　　　　  していない  ■左記指針に盛り込む項目を記載しているか  　イ　　　　　ロ　　　　　　ハ　　　　　　ニ  　ホ　　　　　へ　　　　　　ト　　　　　　チ  　リ |
| ③　介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  ●指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年１回以上）を実施すること  ●新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること  ●研修の実施内容について記録すること | している　 していない  ■左記研修を定期的に実施しているか　　　　　　　　　　  ■左記研修を新規採用時も実施しているか　　　　　　　　  ■左記研修の実施内容を記録しているか |
| ④　上記①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | ■担当者名： |